

2021年8月17日

京セラ株式会社

大阪大東事業所 土壌調査結果に関するお知らせ

京セラ株式会社は、大阪大東事業所において、水質汚濁防止法で定める特定施設の廃止に伴い、土壌汚染状況についての調査を実施しました。その結果、基準を上回る特定有害物質が検出されたため、大阪府より、形質変更時要届出区域に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後は、周辺地域への拡散や影響が出ないように慎重に対応を進めるとともに、行政の指示に基づき、適切な対策を実施してまいります。

記

1. 当該用地

京セラ株式会社 大阪大東事業所
大阪府大東市三洋町1番地34号の一部

2. 調査結果

事業所の一部について、土壌溶出試験を実施し、基準値を超えた物質は以下の通りです。

項目	基準値超過物質	基準値超過地点数	最大濃度	基準
土壌溶出 (mg/l)	六価クロム化合物	1	0.07	0.05以下
	ふっ素及びその化合物	1	0.87	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1	3.0	1以下
	シアン化合物	11	46	不検出

以上

本件に関する問い合わせ

京セラ株式会社 広報室 (TEL:075-604-3514)